

15 入所後のお願い

保育園等は家庭で保育できないお子さんをお預かりする施設です。

入所した後に家庭内で保育ができない状態が解消したときは、保育園等を退所していただかなければなりません。また、保育の必要な事由に該当しない日（仕事がお休み等）につきましては、原則、ご家庭での保育となります。

なお、事情により保育が必要な場合は、在所している保育園等にご相談ください。

入所後、保育の必要な事由が続いていることを確認させていただくため、主に以下の点にご注意、ご協力をお願いします。

◆ 家庭の状況・認定の内容に変更があった場合

市内転居、就職・転職・退職、育休からの復職、出産・婚姻・離婚など、家庭の状況や認定内容に変更が生じた場合には、変更内容に応じた書類を提出していただく必要があります。

144ページの「入所後に家庭の状況や教育・保育給付認定の変更があった場合の必要書類」を参考に、保育課保育係または在所する施設に『家庭状況変更届出書』（変更内容により必要書類を添付）や認定の変更申請書類をご提出ください。（保育課への郵送可）

また、転所申請をしている方は、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が必要となる場合があります。

なお、認定の変更が生じた際、変更前の支給認定証についてはご返却ください。

【在所中に保護者が退職した場合】

『家庭状況変更届出書』および『教育・保育給付認定変更申請書』を提出してください。退職後90日を経過する日が属する月の末日までに『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出していただくと、継続して在所することが可能となります。

なお、当該期間内に『就労証明書』等の「保育の必要な事由の証明書」を提出されない（再就職されない等）場合、正当な理由なく届出を怠っていた場合には、退所となります。

【在園中に保護者が新規に起業又は開業した場合】

『家庭状況変更届出書』および『就労証明書』並びに『起業又は開業したことがわかる書類』を提出してください。また、個人事業主の場合、開業した月の翌月中に『家庭状況変更届出書』および『1か月の売上がわかる書類』を提出してください。

なお、『1か月の売上がわかる書類』が提出できない場合、事業を営んでいることがわかる資料をご提出いただきます。正当な理由がなく、関係書類の提出を拒否した場合、退所となる場合がございます。

◆ 保育園等の欠席（休園）について

お子さんの病気やけがなどにより保育園等を長期間休む場合は、施設長にあらかじめご連絡ください。なお、欠席（休園）期間も保育料（利用者負担額）はかかります。

【産前産後休暇・育児休業に入る場合】

(1) 出産前（認定事由：「労働」 ⇒ 「妊娠・出産」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』

※ 添付書類・・・母子手帳等（母の氏名・出産予定日がわかるもの）の写し

『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 認定変更該当月の前月末日までに提出

(2) 出産後

① 育児休業を取得する場合（認定事由：「妊娠・出産」 ⇒ 「育児休業」）

必要書類：『家庭状況変更届出書』

『就労証明書』（産休・育休欄の記載が必要なため、産後に取得してください）

『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 出産後から「妊娠・出産」認定期間終了日までに提出

② 育児休業を取得しない場合（認定事由：「妊娠・出産」 ⇒ 「労働」）

必要書類：『教育・保育給付認定変更申請書』

⇒ 出産後おおむね1か月以内に提出

『家庭状況変更届出書』『就労証明書』（産休から復職後に取得してください）

⇒ 復職後すみやかに提出



◆ 出産に伴う在所児童（兄弟）※の取り扱いについて

※ 在所児童（兄弟）とは、育児休業の認定期間に切り替わるより前に入所したお子さんをいいます。

(1) 育児休業制度を利用する場合（出産後、『家庭状況変更届出書』と育児休業期間が記載された『就労証明書』を提出してください）

- ① 出産時に在所児童（兄弟）が1～5歳児クラス
⇒ 兄弟は、卒園まで在所可能です。
- ② 出産時に在所児童（兄弟）が0歳児クラス
⇒ 兄弟は、原則、出生児童が1歳となる年度の翌年度の4月末まで在所可能です。

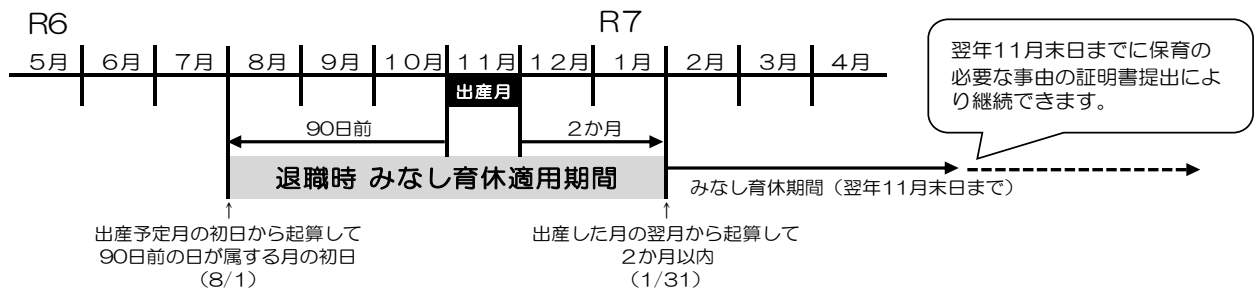
(2) 出産に伴い退職する場合（以下、「みなし育休」という）

出産後に復職の意思がある場合に限り、退職日が出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日以降、出産した月の翌月から起算して2か月以内の期間であれば、出生児童が1歳となる月の末日まで、兄弟は在所可能となります。在所可能期間中に、『就労証明書』を提出してください。

それ以前の退職については、切迫早産等、医師の診断などにより安静等が必要と確認できる場合に限り、みなし育休の適用が認められることがありますので、事前にご相談ください。

【例】母の出産に伴う兄弟の在所要件

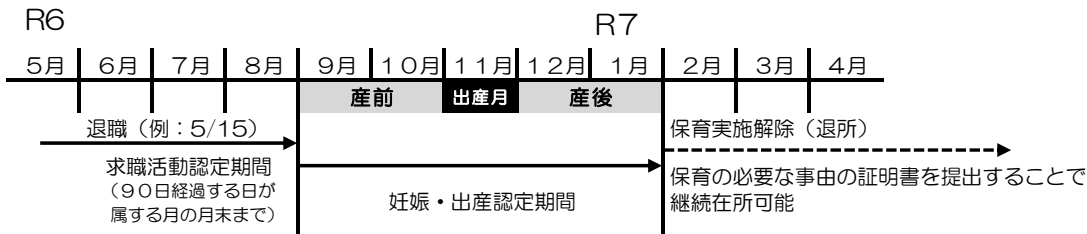
① みなし育休が適用される場合



【上記例の場合】

出産予定月：令和6年11月
 出産予定月の初日から起算して90日前の日：令和6年8月3日
 出産予定月の初日から起算して90日前の日が属する月の初日：令和6年8月1日
 出産した月の翌月から起算して2か月以内：令和7年1月31日まで
 ➡ 令和6年8月1日～令和7年1月31日の間の退職であれば、令和7年11月30日まで兄弟は在所可能（みなし育休）

② みなし育休が適用されない場合



【上記例の場合】

出産予定月：令和6年11月
 退職日：令和6年5月15日
 ⇒ ①の例から、令和6年8月1日～令和7年1月31日の間の退職であれば、みなし育休適用可能だが、適用可能期間外での退職のため、みなし育休は適用不可
 求職活動認定：令和6年6月1日～8月31日（退職日から90日経過する日が属する月の月末まで）
 妊娠・出産認定：令和6年9月～令和7年1月（出産月及び産前2か月、産後2か月の5か月間）
 ➡ 令和7年1月31日まで兄弟は在所可能

16 保育料（利用者負担月額）について

◆ 決定方法について

利用者負担額（月額）は、児童の扶養者である父母（家計の主宰者が父母と異なる場合は当該主宰者（祖父母等）を含む。）の市町村民税の所得割額に基づき、児童の年齢に応じて（73ページ参照）決定します。なお、算定の基となる市町村民税額は住宅借入金等特別控除や、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等がある場合は、控除前の金額を適用します。

令和6年度4月分から8月分までについては、令和5年度市町村民税額を基に、令和6年度9月分から3月分までについては、令和6年度市町村民税額を基に決定します。

保育料算定の基となる市町村民税額の課税基準日に朝霞市外にお住まいの方で、申請時に個人番号が確認できなかった方につきまして、課税証明書もしくは個人番号確認資料が必要になりますので**お早め**にご提出ください。

単身赴任等で市外に住民登録がある保護者の方は課税証明書をご提出ください。

また、保育料の算定対象期間に国外に居住していたなど、国内で課税されていない場合は、課税申告に必要な資料をすべて提出していただき、課税担当課で確認のもと市町村民税額を推算して、保育料を算定します。

※ 未申告や上記に該当する方の個人番号資料等の提出がなく、税の申告や資料提出を理由なくしていただけない場合は、**最高額で納付していただきます。**

◆ 納付について

① 保育園に入所される方

- ・納付は口座振替で行います。金融機関に口座が無い場合は口座を開設してください。
- ・利用者負担額は決められた期日までに納付してください。

< 令和6年度 利用者負担額口座振替日・納期限 一覧 >

月	口座振替日・納期限	月	口座振替日・納期限	月	口座振替日・納期限
4月	令和 6年 4月30日	8月	令和 6年 9月 2日	12月	令和 7年 1月 6日
5月	令和 6年 5月31日	9月	令和 6年 9月30日	1月	令和 7年 1月31日
6月	令和 6年 7月 1日	10月	令和 6年10月31日	2月	令和 7年 2月28日
7月	令和 6年 7月31日	11月	令和 6年12月 2日	3月	令和 7年 3月31日

- ・正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、子ども・子育て支援法附則第6条第7項により、口座預金や給料等の差押えといった滞納処分を受ける場合があります。
- ・利用者負担額の支払いが困難になった時には、児童手当からの振替などのご相談を随時保育課保育係で受け付けています。

② 認定こども園・地域型保育施設等に入所される方

- ・納期限や納付方法は施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

◆ 利用者負担額の変更について

以下①～④のいずれかに該当する場合、利用者負担額が変更になる場合がありますので、必ず保育課保育係までご連絡ください。なお、ご連絡がなく、本来の利用者負担額よりも高い額を納付していたことが後から判明したとしても、**遡って変更しません。**必ず速やかにご変更ください。

- ① 市・県民税の修正があったとき
- ② 生活保護が開始または廃止になったとき
- ③ 婚姻・離婚等により世帯構成に変更があったとき
- ④ 同一世帯の方が障害者手帳を取得または返還したとき

◆ きょうだいがいる場合について（2・3号認定）

0歳から小学校就学前までの範囲において、認可保育園・認定こども園・地域型保育施設・幼稚園等に通園しているきょうだいがいる場合、最年長の子どもから順に2人目は73ページの利用者負担額の半額（100円未満切り捨て）、3人目以降は無料となります。きょうだいが新制度に移行していない幼稚園等に通園している場合、きょうだいの「幼稚園等在籍申告書」をご提出ください。

また、0～2歳児の第3子以降のお子さんが保育園等に在籍している場合、上の子の年齢を問わず、無料となります。ただし、上の子が既に独立している（別生計である）場合は対象外となります。

◆ 年収約360万円未満相当の多子世帯またはひとり親世帯等の場合について

年収約360万円未満相当の世帯で、多子世帯またはひとり親世帯の場合は、きょうだいの年齢にかかわらず、保育料が軽減されます。

世帯	世帯の市町村民税所得割額	軽減内容
多子世帯	57,700円未満 (C1～C7階層の一部)	保護者と生計を同一にするお子さんを対象に、年齢を高い順に数えて2番目の子は半額、3番目以降の子は無料となります。
ひとり親世帯等※	77,101円未満 (C1～C8階層の一部)	保護者と生計を同一にするお子さんを対象に、年齢の高い順に数えて1番目の子は半額、2番目以降の子は無料となります。

※ 「ひとり親世帯等」… 母子・父子世帯および障害児（者）のいる世帯

上記内容について、72ページの「保育料軽減制度の早見表」もご覧ください。

◆ 利用者負担額以外の経費について

利用者負担額以外に、以下の費用負担が発生する場合があります。

① 延長保育料

認定されている保育時間外に保育園等を利用する場合、延長保育料が発生する施設があります。延長保育料は、保育園等が施設ごとに設定するため、施設によって費用が異なります。

各施設の延長保育料については、「延長保育料・特別延長保育料一覧」（77～79ページ参照）をご参照ください。また、保育必要量の認定について、32ページもご確認ください。

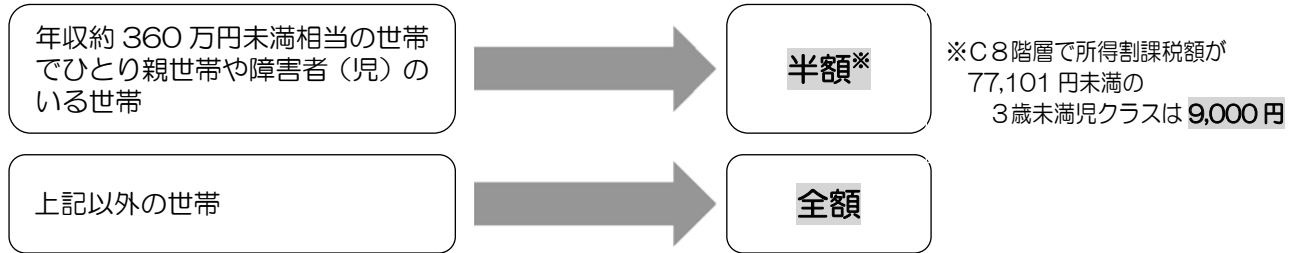
② その他諸経費

年齢や施設によって、給食費、教材費、衣服費等の負担が必要となる場合があります。

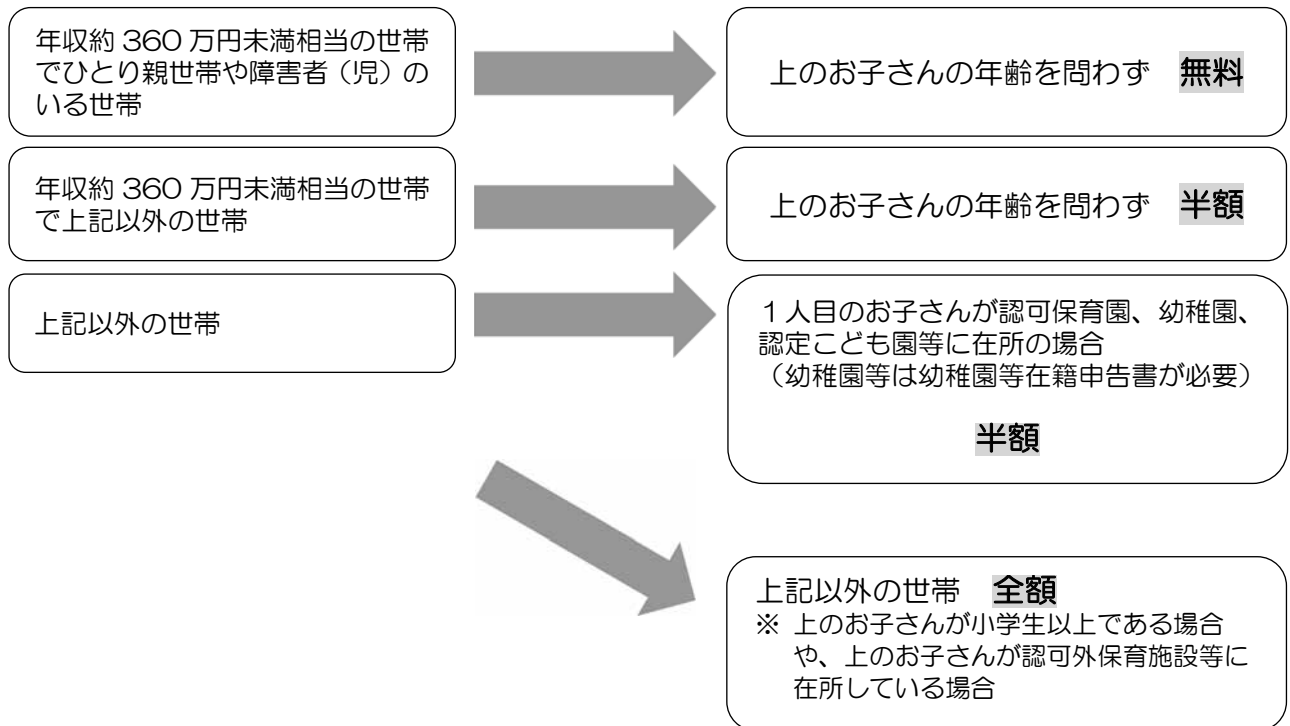
詳細は、「利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧」（74～76ページ）をご確認ください。

保育料軽減制度の早見表（3歳未満児クラス）

★ 1人目のお子さんが保育園等に在所している場合の保育料（上にお子さんがいない方）



★ 2人目のお子さんが保育園等に在所している場合の保育料



★ 3人目以上のお子さんが保育園等に在所している場合の保育料



朝霞市利用者負担額一覧表【2号認定・3号認定】

単位:円

各月初日の世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分	定義	3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	一律 0		
B	市町村民税非課税世帯	0	0			
C1	市町村民税課税世帯	均等割額のみ	6,400			6,200
C2		所得割課税額が2,200円未満	7,000			6,800
C3		所得割課税額が2,200円～4,400円未満	7,900			7,700
C4		所得割課税額が4,400円～6,600円未満	8,600			8,400
C5		所得割課税額が6,600円～21,000円未満	10,100			9,900
C6		所得割課税額が21,000円～39,000円未満	12,100			11,800
C7		所得割課税額が39,000円～75,000円未満	16,300			16,000
C8		所得割課税額が75,000円～111,000円未満	21,500			21,100
C9		所得割課税額が111,000円～147,000円未満	27,000			26,500
C10		所得割課税額が147,000円～183,000円未満	33,700			33,100
C11		所得割課税額が183,000円～219,000円未満	38,300			37,600
C12		所得割課税額が219,000円～246,000円未満	42,400			41,600
C13		所得割課税額が246,000円～264,000円未満	46,300			45,500
C14		所得割課税額が264,000円～282,000円未満	48,400			47,500
C15		所得割課税額が282,000円～318,000円未満	49,200			48,300
C16		所得割課税額が318,000円～360,000円未満	50,000			49,100
C17		所得割課税額が360,000円～410,000円未満	50,800			49,900
C18		所得割課税額が410,000円～460,000円未満	51,700			50,800
C19		所得割課税額が460,000円～510,000円未満	52,700	51,800		
C20		所得割課税額が510,000円以上	53,700	52,700		

備考

住宅借入金等特別控除や配当控除、外国税額控除、寄附金控除等がある場合は、控除前の税額を適用します。

また、この利用者負担額のほかに、各施設・事業によっては、給食費、教材費・行事代等の実費徴収費、延長保育料がかかることがあります。詳細は、74～79ページをご覧ください。

なお、詳細につきましては、利用者負担額決定時の通知書に同封する案内をご参照ください。

利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧

施設	給食費月額(3～5歳児のみ)		教材費	遊び着代	布巾乾燥代	遠足代	その他	備考
	主食費	副食費						
公園園	700円	4,500円	・名札 80円 ・1,2歳児連絡帳 140円 ・0歳児連絡帳 170円	・紅白帽子(日よけあり) 860円	なし	なし	じかがいも、セツメイモ等贈り代(施設による) ・行事の時の写真代(希望者のみ)	
宮戸	700円	4,500円	なし	なし	なし	なし	・行事や保育の様子の写真代(写真屋さんによる撮影後、年5回ネット販売、希望者のみ) ・行事や保育の様子の写真代(ネット販売、希望者のみ) ・なまつりのチャラフット代(希望者のみ)	
仲町	700円	4,500円	・園児帽子 1000円	なし	なし	なし	・行事や保育の様子の写真代(ネット販売、希望者のみ) ・なまつりのチャラフット代(希望者のみ)	
大山	1,500円	4,500円	・通園カバン 4,300円(入園時) ・シール帳(シール込) 650～700円 ・おたより帳+乗金袋 0歳児 850円 1～5歳児 650円	・カラー帽子(日よけあり) 1,300円 ・ジャージ(半袖、半ズボン) 5,000円(3歳以上) ・体操着(上・下) 4,700円	300円/月(入園から)	・引率の保護者は実費	・お泊り保育 5歳児 5,000円 ・行事などの写真代(希望者のみ) ・卒園準備金 2,000円/月(5歳児) ・行事費 1,000円/月(0歳児～)	・通園カバンは任意購入
朝霞しらこぼと 菟の森 ゆりの木 朝霞にいろ どれみキッズハウス	2,000円	4,500円	・名札 200円 ・出展シールブック(シール込) 800円 ・教材一式 2,900円(粘土、クレヨン、はさみ、他)	・カラー帽子(日よけあり) 1,300円 ・浴び着(冬) 1,800円(夏) 1,800円 ・体操着(上・下) 4,700円	なし	・あり(希望者のみ)	・お泊り保育 4,5歳児 1,500円(希望者のみ) ・写真、DVD代(業者販売、希望者のみ) ・行事費 1,000円/月(0～5歳児)	※物価変動により費用を変更する場合があります。
あさかたんぼほ	1,500円	4,500円	・教材費 3歳児(粘土、粘土ケース、粘土板、粘土へら、ハサミ、クレヨン、マーカ、自由画帳、のり) 3,000円/年 4歳児(マーカ、自由画帳) 1,000円/年 5歳児(マーカ、自由画帳、XOディオンホース) 1,500円/年 ・ごともども絵本代 440円～/月 ・連絡帳(0歳児～2歳児) 400円/冊	なし	なし	なし	・保育参加給食費 200円 ・親子クッキング 200円 ・卒園アルバム代 実費 ・卒園アルバム代(0,1歳児) 1,500円/月 ・お泊り保育代 500円 ・写真代(ネット販売希望者のみ)	・購入額により金額が変動することがあります。 ・4,5歳児の卒園アルバムは3歳児の教材一式の金額をいただきます。
第二あさかたんぼほ	1,500円	4,500円	・教材費 3歳児(粘土、粘土ケース、粘土板、粘土へら、ハサミ、クレヨン、マーカ、自由画帳、のり) 3,000円/年 4歳児(マーカ、自由画帳) 1,000円/年 5歳児(マーカ、自由画帳、XOディオンホース) 1,500円/年 ・ごともども絵本代 440円～/月 ・連絡帳(0歳児～2歳児) 400円/冊	なし	なし	なし	・保育参加給食費 200円 ・親子クッキング 200円 ・卒園アルバム代 実費 ・卒園アルバム代(0,1歳児) 1,500円/月 ・お泊り保育代 500円 ・写真代(ネット販売希望者のみ)	・購入額により金額が変動することがあります。 ・4,5歳児の卒園アルバムは3歳児の教材一式の金額をいただきます。
さわらび	1,500円	4,500円	・名札 200円 ・出席ブック及びシール 760円 ・せいさくカード及びかすことば 1,390円 ・ピアニカ吹き口(3歳児以上) 450円 ・他必要に応じて実費	・カラー帽子(日よけあり) 1,000円	なし	なし	・さつまいも贈り代(希望者のみ) ・行事の写真代(希望者のみ) ・お泊り保育(5歳児)(希望者のみ)	
朝霞どんぐりこ 三原どんぐりこ 仲町どんぐりこ	2,000円	4,500円	・名札 150円×2個 ・製作ブック 200円 ・クレパス 726円(3歳以上用) ・鍵盤ハーモニカ(5歳児) 5,500円	・帽子 1,100円 ・草履(冬季裸足保育用) 1,700円	なし	なし	・録音代(3～5歳) 200円/月 ・卒園アルバム代(希望者のみ) ・写真代(アブリ内販売、希望者のみ) ・後援会費 3,000円/年(任意)	・クレパス、草履、鍵盤ハーモニカは任意購入
太陽と大地	1,500円	4,500円	・名札 200円 ・出席ブック及びシール 760円 ・せいさくカード及びかすことば 1,390円 ・ピアニカ吹き口 450円(2歳児以上の希望者) ・他必要に応じて実費	・カラー帽子(日よけあり) 1,000円	なし	なし	・さつまいも贈り代(希望者のみ) ・行事の写真代(希望者のみ) ・お泊り保育(5歳児)(希望者のみ)	
朝霞ゆりかこ よつほゆりかこ	1,500円	4,500円	・園児連絡帳 340円 ・朝霞連絡帳 200円(0～2歳) ・お泊り保育ブック及びシール(S、L、5歳～700円(3～5歳) ・お泊り保育一式(3歳児以上) 84,000円前後 ・お泊り保育 2,050円(0歳児) 4,000円前後 ・お泊り保育 2,000円/月(4,5歳児) 5,500円(アート、運動) ・教材費 600円/月(0～3歳、英語)	・帽子(日よけあり) 950円	なし	なし	・行事の写真代(希望者のみ) ・卒園アルバム代(希望者のみ) ・お泊り保育(5歳児) 実費 ・レンタル布巾 500円/月	※費用は多少の前後あり
いずみよし	1,500円	4,500円	・連絡帳 初月180円 別月100円 ・初月出席シール帳 600円前後 ・教材費一式 粘土、クレヨン、絵の具、はさみ、鉛筆、3600円前後 ・ピアニカ 4,620円(3～5歳児)、なわとび 418円(4歳) ・絵の具 680円(4,5歳) ・連絡帳ケース 270円、各種ワーク毎年1,400円前後	・帽子(日よけあり) 960円	2,640円(年間)	・お別れ遠足(実費) (卒園対策費から)	・にんじん贈り代(希望者のみ) ・行事の写真代(希望者のみ) ・夏祭りの手カッター代(希望者のみ) ・卒園対策金(5歳児のみ) ※毎月2000円(4～10月)集金 現金ご返金いたします。	消費税等により変更あり
ひまわり つくし かえで みはら けやき	1,500円	4,500円	・連絡帳 150～200円 ・出席ノート(3～5歳児) 640～720円 ・教材(はさみ、のり、ねんど等) (2歳児) 3,130円 (3～5歳児) 5,460円	・カラー帽子 1,050円(日よけ付) 3歳児以上 ・長袖スモッグ 1,700円 ・体操着(上) 2,600円(下) 1,900円	なし	なし	・オムツ処理代 300円/月 ・ペット使用代 2,000円/年(初回2,500円) ・写真代(希望者のみ) ・お泊り保育代(実費) ・園服(冬) 4,500円(ひまわりのみ)	※物価変動により費用を変更する場合があります。

施設	給食費月額(3～5歳児のみ)		教材費	遊び着代	布団乾燥機代	遠足代	その他	備考
	主食費	副食費						
ひだまりの森 みだまりの森	2,000円	4,500円	・月刊誌 400～500円前後 ・名札130円 ※年齢によって異なります ・連絡帳代(0歳児)200円 (1～5歳児)※毎年変動あり ・出席ノート(3～5歳児)※毎年変動あり	・カラ―帽子(日よけあり)950円 ・体操着(上)1850円(下)1360円	2,640円 (年間)	・秋の親子バス遠足(バス、高速代、入場料等)1名2000～3000円前後 ※場所・人数にもよります。 ※在園児分は保育園負担です。	・布オムツ代1枚19円 ・行事写真代(希望者のみ)1枚50円 ・卒園遠足、お泊り保育代(実費) ※5歳児のみ ・夏まつりのチケット代(希望者のみ)	
あさかだいアンジュ	1,500円	・保育利用 4,500円 ・教養利用 3,000円	・名札 150円 ・インール帳2～5歳児670～725円 ・教材費2～5歳児2,000～2,681円 ・ひらがな、かずワーク3歳児以上 英語ワーク5歳児 (実費昨年年度各1,000円) ・ピアニカ5歳児 各自で準備	・カラ―帽子(日よけ有)1,150円 ・2歳児以上体操着上下3,500円 ・3歳児以上長袖スモック1,518円	なし	遠足代は行先により実費	・行事代500～1,000円(年3回) ・5歳児お泊り保育費3,000円(希望者) ・行事の記念写真希望者 ・オムツ処理代200円/月 ・卒園品類立1,200円/年(3歳児以上) ・特別教材代 2歳児1,000円/月 3歳児以上3,000円/月	教材、ピアニカは各自持ち、遠足除代2,500円/年(5歳児)
あさかだいアンジュ	1,500円	4,500円	・名札150円 ・インール帳2～5歳児670～725円 ・教材費2～5歳児2,000～2,681円 ・ひらがな、かずワーク3歳児以上 ・実費昨年年度各1,000円 ・ピアニカ5歳児 各自で準備	・カラ―帽子(日よけ有)1,150円 ・2歳児以上体操着上下3,500円 ・3歳児以上長袖スモック1,518円	なし	遠足代は行先により実費	・行事代500～1,000円(年3回) ・行事の記念写真希望者 ・オムツ処理代200円/月 ・卒園品類立1,200円/年(3歳児以上) ・レッス年代(英語500円/月、 リトミック500円/月、体操1,000円/月)	連絡帳は不使用(保育アプリ使用)
メリーホビンスkids朝霞 メリーホビンスkids北朝霞 メリーホビンス北朝霞 メリーホビンス朝霞東口	2,000円	4,500円	・名札150円×2個 ・製作ハック200円 ・クレパス726円(3歳以上用) ・鍵盤ハーモニカ(5歳児)5,500円	・帽子1,100円 ・草履(冬季裸足保育用)1,700円 (kids朝霞ルームのみ)	なし	交通費・入場料等の実費	・転送代(3～5歳)200円/月 ※入浴した場合のみ ・写真代(アプリ内販売、希望者のみ) ・後援会費3,000円/年(任意)	クレパス、草履、鍵盤ハーモニカは任意購入
メリーホビンス朝霞台 メリーホビンス朝霞南口	-	-	・名札150円×2個 ・製作ハック200円	・帽子1,100円	なし	交通費・入場料等の実費	写真代(アプリ内販売、希望者のみ) ・後援会費3,000円/年(任意)	
中町エンゼル 朝霞本町エンゼル 朝霞台エンゼル 三原エンゼル 西井樹エンゼル	-	-	・連絡帳150～200円 ・基金ホルダー450円 ・教材(はさみ、のり、ねんど等) (2歳児)3,130円	・カラ―帽子1,050円(日よけ付) 2歳児以上 ・長袖スモック1,700円 ・体操着レンタル代1,000円/年 ※購入可能	なし	場所に応じて入場料、交通費等(実費)	・オムツ処理代300円/月 ・ペット使用代2,000円/年(初回2,500円) ・写真代(希望者のみ)	※物価変動により費用を変更する場合があります。
駅前おれんじべー	-	-	・0歳児教材費 720円/回 ・1～2歳児教材費2,200円/回 ・月刊絵本 440円/月(全年齢)	なし	なし	なし	・絵食代(延長保育希望者のみ)100円/回 ・行事等の写真代(希望者のみ) ・保育士体験(1～2歳児)給食代300円(参加者のみ) ・ICカード代400円/人	※物価変動により価格変更する場合があります。
白百合園 養育園	2,000円	4,500円	・ECC代(2～5歳児)600円/月 ・連絡帳460円(1,2歳児)、80円(3～5歳児) ・教材一式4,080円 ・自由画帳290円(3～5歳児)	・カラ―帽子(日よけ付)960円	なし	場所、内容によって実費	・衛生費3,000円/年 (布巾クリーニング、靴コップ、口拭き、消毒等) ・オムツ処理代1歳児2000円/年 2歳児1000円/年 3歳児以上は個別対応 ・行事等の写真代(希望者のみ) ・卒園園遊会(5歳児)実費	バス送迎あり(有料)
北原	1,500円	4,500円	・2歳児クラス…自由画帳140円 ・4,5歳児クラス…連絡帳70円、自由画帳280円 ・出席ノート&シール680円、お道具袋15,400円 ・全クラス…名札230円、ペーパータオル250円 ・思い出ファイル550円、基金袋210円 ・月刊絵本 440円/月(3～5歳児)	・カラ―帽子(日よけあり)1000円	2,640円 (年間)	場所により実費	・写真代(業者)：ハピフォトより販売 ・卒園品類立1万円を実施 (卒園遠足、卒園アルバム、記念品、その他)	
おれんじゆめ	1,500円	4,500円	・0歳児教材費 720円/回 ・1～2歳児教材費 2,200円/回 ・3～4歳児教材費(カラ―帽子含む)9,050円/回 ・5歳児教材費(カラ―帽子含む)9,050円/回 ・月刊絵本 440円/月(0～2歳児)、420円/月(3歳児)、450円/月(4,5歳児)	・(3歳児以上) 長袖スモック 1,520円/枚、 長袖スモック 1,120円/枚 ・カラ―帽子 教材費を含む	なし	内容、場所等により実費	・絵食代(延長保育希望者のみ)100円/回 ・行事等の写真代(希望者のみ) ・保育士体験(1～2歳児)給食代300円(参加者のみ) ・ICカード代400円/人 ・卒園園遊会(5歳児)実費	※物価変動により価格変更する場合があります。
元氣キッズ第二朝霞園 元氣キッズ朝霞園 元氣キッズ朝霞南園 元氣キッズ第二朝霞南園 元氣キッズあさかり(おかり)園 元氣キッズ第二あさかり(おかり)園	2,000円	4,500円	教材費3,000円(3歳児以降、連絡帳時)	帽子代金1,200円(1歳児以降のみ)	なし	・お泊り遠足(5歳児のみ)実費負担	・衛生費300円/月 ・お昼食代100円/月 ・お道具袋15,400円 ・卒業品類立(任意) ・卒業アルバム(5歳児のみ)実費 ・写真購入(希望者のみ) ・定額オムツサービス(0～2歳児のみ)2,508円/月	

(次のページに続きます)

※上記の保護者負担経費は、令和6年度の予定を各施設に回答いただいたもので、令和6年度確定額ではありません。
※後援会費及び保護者会費は保護者が自主的に行っています。(実質は園の行事等で使用)
※詳しい内容については各保育園等にお問い合わせください。

利用者負担額以外の保護者負担諸経費一覧(続)

施設	給食費月額(3～5歳児のみ)		教材費	遊び着代	布団乾燥代	遠足代	その他	備考
	主食費	副食費						
めぐみ	-	-	なし	・帽子代600円	なし	なし	なし	・年度末配布フォトブック&写真、連絡帳は無料です。
さくらんぼ	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	
しらとり 華町しらとり	-	-	・教材費 500円・年 ・カラー帽子代 1、323円	なし	なし	なし	・行事などの写真代(希望者のみ)	
さつき	-	-	・帽子 935円 ・連絡帳 440円 ・自由画帳 310円 ・連絡帳袋 110円 ・粘土セット 356円	なし	なし	お別れ遠足 場所により実費	・夏祭りチケット(希望者のみ) ・行事写真(希望者のみ)	
エルアンジュ プチアンジュ	-	-	・教材費幼児 2,400円 (クレヨン・粘土・粘土ケース・はさみ・のり他) ・お誕生カード 310円	・カラ-帽子(日よけ用) 1,150円	なし	・行先により実費	・アンジュ祭(発表会) 500円 ・おむつ処理代 200円/月 ・行事等の写真購入は希望者 ・レッスン代(英語・リトミック) 各500円/月	
フェリーチェ	-	-	なし	・帽子代 640円	なし	・行く場所により異なります。	・布団シューズ代 2,420円 ・写真代(購入者のみ) ・イベント時、イベント代を頂戴する場合がございます。	
ちゅうりっぷ仲町 ちゅうりっぷ本町	-	-	・名札 200円 ・あさのたより+シール代 700円 ※乳児は連絡ノート 500～600円	・帽子(実費)	なし	なし	・行事などの写真代(希望者のみ) 1枚30～100円(サイズによる)	
さつき第二	-	-	・連絡帳 185円(希望者のみ) ・連絡帳袋 270円	帽子(お散歩用) 1,2歳児のみ 950円	なし	なし	・行事等の写真代(希望者のみ) ・夏祭りのチケット代(希望者のみ)	
たまはな児童会 たまはな児童本町 たまはな北朝霞	-	-	なし	なし	なし	場所により実費	写真代(アブリ内販売、希望者のみ)	
Jキッズガーデン	-	-	なし	・コットカバー 1,760円(購入任意) ・カラ-帽子 920円(前年度実績)	なし	なし	写真代(希望者のみ) オムツ定額 2280円(税抜)	

※上記の保護者負担経費は、令和6年度の予定を各施設に回答いただいたもので、令和6年度確定額ではありません。
 ※連絡会費及び保護者会費は保護者が自主的に行ってください。(会費は園の行事等で使用)
 ※詳しい内容については各保育園等にお問い合わせてください。

延長保育料・特別延長保育料 一覧 (2号・3号認定)

※詳細は各施設にお問い合わせください。

施設	延長保育設定時間		延長保育料金 (月額)	延長保育料金 (スポット)	特別延長保育設定時間		特別延長保育料金 (月額)	特別延長保育料金 (スポット)	減免	備考
	標準	短			標準	短				
公営園	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	/		/			
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
宮戸	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	19:00 ~ 20:00		7,500円/30分 15,000円/60分	750円/30分 1,500円/30分		※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
仲町	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	19:00 ~ 20:00		5,000円/30分 10,000円/60分	500円/30分 1,000円/30分		スポーツについては月額料金を上限とし、超えた場合は月額と同じ。 ※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
大山	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	19:00 ~ 20:00		7,500円/30分 15,000円/60分	750円/30分 1,500円/60分		スポーツについては月額料金を上限とし、超えた場合は月額と同じ。 ※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
朝霞しらこぼと※1 滝の根※1 ゆりの木※1 朝霞にしいら※1 どれみキッズハウス※2	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	19:00 ~ 19:30		6,000円/30分	600円/30分		※1 土曜日は19時閉園 ※2 どれみキッズハウスは平日含め、19時閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00		300円/30分						
あさかたんぼぼ 第二あさかたんぼぼ	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	/		/			
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00		0円						
さわらび 太陽と大地	標準	18:01 ~ 18:30 ②18:31 ~ 19:00	①2,000円 ②2,000円	200円/30分	/		/			スポーツについては上限を2,000円とし、超えた場合は月額と同じ。
	短	7:00 ~ 8:29 16:31 ~ 19:00		200円/30分						スポーツのみ。
朝霞どろんこ 三原どろんこ 仲町どろんこ メリーポピンズkids朝霞 メリーポピンズ朝霞台 メリーポピンズkids北朝霞 メリーポピンズ北朝霞 メリーポピンズ朝霞東口 メリーポピンズ朝霞南口	標準	18:01 ~ 19:00	5,000円/30分	500円/30分	①19:01 ~ 19:30 ②19:31 ~ 20:00		①5,000円/30分 ②10,000円/30分	①500円/30分 ②1,000円/30分		月額料金利用の場合、事前に申請書の提出必須
	短	7:00 ~ 8:30 16:31 ~ 19:00			①19:01 ~ 19:30 ②19:31 ~ 20:00			①500円/30分 ③1,000円/30分		
朝霞ゆりかご よつばゆりかご	標準	18:01 ~ 19:00	2,000円/30分	200円/30分	/		/			
	短	7:00 ~ 8:30 16:31 ~ 19:00								

(次のページに続きます)

延長保育料・特別延長保育料 一覧 (2号・3号認定)

※詳細は各施設にお問い合わせください。

施設	延長保育設定時間		延長保育料金 (月額)	延長保育料金 (スポット)	特別延長保育設定時間		特別延長保育料金 (月額)	特別延長保育料金 (スポット)	減免	備考
	標準	短			標準	短				
いずみばし 北原	標準	18:00～19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	19:00～	5,000円/30分 10,000円/60分	500円/30分		
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
さつき さつき第二	標準	18:00～19:00	0円	0円	標準	19:00～	5,000円/30分 10,000円/60分	500円/30分		
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
ひまわり つくし かえで※1 みはら※1 朝霞本町エンゼル※1 三原エンゼル※1	標準	18:00～19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	19:00～	5,000円/30分 10,000円/60分	500円/30分		※1 閉園時間19時30分
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
けやき 仲町エンゼル 朝霞台エンゼル※1 西弁財エンゼル※1	標準	18:00～19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準	19:00～	7,000円/30分 14,000円/60分	700円/30分		※1 閉園時間19時30分
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
ひだまりの森	標準	18:00～19:00	2,000円	200円/30分	標準	19:00～	7,000円/30分 14,000円/60分	700円/30分		
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
あさがおかアンジュ あさかだいアンジュ エルアンジュ※ プチアンジュ※	標準	18:01～19:00	1,000円/15分	100円/15分	標準	19:01～	3,000円/15分	300円/15分	【延長保育部分】 生活保護世帯及び非課税世帯は半額	月極延長利用時には申請書が必要 ※エルアンジュとプチアンジュは19時で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
おれんじべー おれんじゆめ	標準	18:00～19:00	0円	0円	標準	19:00～	5,000円/15分 6,000円/15分	250円/15分 300円/15分	生活保護世帯及び非課税世帯は0円	※愛育園は19時で閉園 ※土曜日は19時で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
百合園 愛育園	標準	18:00～19:00	2,000円	250円/30分	標準	19:00～	5,000円/15分 6,000円/15分	250円/15分 300円/15分	生活保護世帯及び非課税世帯は0円	※愛育園は19時で閉園 ※土曜日は19時で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					
元氣キッズ第二朝霞岡園 元氣キッズ朝霞岡園 元氣キッズ朝霞根岸台園 元氣キッズ第二朝霞根岸台園 元氣キッズあさかりーどタウン園 元氣キッズ第二あさかりーどタウン園	標準	18:00～19:00	2,000円	250円/30分	標準	19:00～	5,000円/15分 6,000円/15分	250円/15分 300円/15分	生活保護世帯及び非課税世帯は0円	※愛育園は19時で閉園 ※土曜日は19時で閉園
	短	7:00～8:30 16:30～19:00			短					

延長保育料・特別延長保育料 一覧 (2号・3号認定)

※詳細は各施設にお問い合わせください。

施設	延長保育設定時間		延長保育料金 (月額)	延長保育料金 (スポット)	特別延長保育設定時間		特別延長保育料金 (月額)	特別延長保育料金 (スポット)	減免	備考
	標準	短			標準	短				
めぐみ	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準	①19:01 ~ 19:30 ②19:31 ~ 20:00 ※土曜日は19:00閉園	①5,000円(30分) ②13,000円(60分)	①19:01 ~ 19:30/500円 ②19:31 ~ 20:00/800円	延長保育部分のみ生活保護世帯及び非課税世帯は0円	特別延長保育ご利用には事前申請が必要です。当日キャンセルはできません。月極特別延長保育ご利用には書類申請が必要です。
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
さくらんぼ	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準					
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
しらとり 幸町しらとり	標準	18:00 ~ 19:00	2,000円/30分	200円/30分	標準				生活保護世帯及び非課税世帯は0円	
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
フェリーチェ	標準	18:00 ~ 19:00	2,000円/30分	385円/30分	標準	19:00 ~ 20:00	6,000円/30分	600円/30分	延長保育部分のみ生活保護世帯及び非課税世帯は0円	※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
ちゅうりっぷぶ、仲町 ちゅうりっぷぶ、本町	標準	7:00 ~ 7:30 18:30 ~ 19:00	3,000円/30分	300円/30分	標準				生活保護世帯及び非課税世帯は0円	
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
たちばな朝霞台 たちばな朝霞本町 たちばな北朝霞	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準					
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								
Jキッズガーデン	標準	18:00 ~ 19:00	0円	0円	標準	19:00 ~ 19:30	5,000円/30分	500円/30分		※土曜日は19時で閉園
	短	7:00 ~ 8:30 16:30 ~ 19:00								

17 退所について

- ① 家庭での保育が可能となった場合や転出等により退所する際には、すみやかに退所する意向を在所している保育園等にお伝えいただき、退所日の1週間前までに在所施設（市内園のみ）または保育課保育係へ『保育所等退所届兼退所報告書』を提出してください。

なお、施設により、施設専用の退所届の提出を求められる場合がありますが、必ず、市の書式についてもご提出をお願いします。提出がない限りは退所とすることができず、その間は利用者負担額が発生してしまいます。

- ② 退所日を『保育所等退所届兼退所報告書』の提出日より前にはできません。また、退所日までの利用者負担額は負担していただくこととなりますのでご注意ください。

- ③ 保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、保育実施期間内でも退所となります。（在り施設が認定こども園の場合で、教育利用枠に空きがあるときは、利用枠を変更することにより継続在りが可能となることがあります。）

- ④ 朝霞市外へ転出後も継続して利用を希望する場合

朝霞市外へ転出し、引き続き同じ保育園等の利用を希望されるときにも、『保育所等退所届兼退所報告書』の提出が必要です。

さらに、転出後、転出先の市区町村の保育担当窓口にて、朝霞市の保育園等を継続利用するための申請をしていただく必要があります。

なお、転所後も保育認定を受けることができる場合には、年度内は基本的に継続利用が可能となりますが、次年度以降の継続については朝霞市内在勤の有無、クラス年齢によって、下表のとおり制限があります。

【次年度の継続利用に係る受入制限確認表】

在勤の有無	公設保育園	民設保育園等	
	0～5歳児	0～3歳児	4～5歳児
在勤あり	○	○	○
在勤なし	×	×	○

※ 上表の年齢は、新年度におけるクラスの年齢です。

現年度の3歳児クラスのお子さんは、新年度の新4歳児クラスのため、利用しているのが民設保育園等であれば、市内に在勤がなくても継続利用が可能です。

※ 「在勤の有無」は、『就労証明書』の記載内容から、父母いずれかの主な勤務地が朝霞市内にあるかどうかにより判断します。

※ きょうだいで同一の市内施設を利用しており、下の子が受入制限により継続利用できない場合において、上の子の継続利用が認められるときにおいては、下の子（保育士等の加配を要する児童を除く）も継続利用可能となります。